

日曜開庁の一部見直しについて

- ☞ 国（J-LIS）のシステムメンテナンス日である毎月第3土曜日翌日曜日は、マイナンバーカード関連業務がすべて停止するため、日曜開庁の一部見直しを行う。
- ☞ デジタル化の進展に伴う窓口業務の形態の変化等を踏まえ、業務の効率化を図り、働き方改革を推進する。

1 実施開始時期

令和7年4月

2 対象窓口部署及び取扱業務

- 区民部区民生活課戸籍係
戸籍届書の受領、戸籍全部事項証明書・個人事項証明書などの交付
- 区民部区民生活課住民記録係
住民基本台帳の転出入・転居・世帯変更などの異動処理、住民票の写しなどの交付、印鑑登録・廃止、印鑑登録証明書の交付、マイナンバーカードの交付
- 福祉保健部保険年金課資格係
国民健康保険の加入・喪失届の受付、後期高齢者医療に関する資格の届け出の受付

3 見直し内容

日曜開庁を見直し、第3日曜日(第3土曜日の翌日の日曜日)を閉庁する。

	現行	見直し後
第1日曜日	○	○
第2日曜日	○	○
第3日曜日	○	× (※)
第4日曜日	○	○ (※)
第5日曜日	○	○

※日曜日で始まる月は第4日曜日を閉庁する。

4 周知方法

区のおしらせ（3月1日号）及び区ホームページ、区公式Xで周知する。